

最新税務の手引き

2017年12月



JAN

02

03

APR

05

06

JUL

08

09

OCT

11

12

Contents

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の内容に関する最新のガイダンスについてご案内させていただきます。



輸入貨物に対する輸入関税取り扱いに関わる
2017年11月9日付け税関総局Official Letter
7380/TCHQ-TXNK



外国契約者税の課税価格に使用する為替レートに関するガイダンス



会計担当者、チーフアカウント代行サービス提供者に関する情報の申告・更新に関するガイダンス



様式 06/GTGTの提出が遅れてしまった場合の付加価値税計算方法



EPC契約に関連する問題について



企業合併に関わる税務について



1. 輸入貨物に対する輸入関税取り扱いに関わる2017年11月9日付け税関総局Official Letter 7380/TCHQ-TXNK

輸入物品に対する税務取扱いに関する2017年11月9日付けOfficial Letter 7380/TCHQ-TXNKが税関総局から発行されました。概要は以下の通りです。

輸出製品を製造するために輸入した貨物を破棄する場合の輸入関税について:

- 輸出製品を製造するために輸入した貨物を破棄する場合、輸入関税の免税対象にはなりません。

国内で売却するスクラップ、不良品および余剰原料資材へ適用する課税価格について:

- 余剰原料資材に対して適用される輸入貨物課税価格は、最初の輸入申告書で申告した最初の入国港までで支払う必要のある実際の価格です。
- 製造過程で余剰となったスクラップ、不良品に対して適用される輸入貨物課税価格は、使用目的変更時点で実際に支払いした、または、支払いする必要のある価格です。この場合の課税価格は、課税価格決定の原則・方法、データベース、関連証憑に基づいて税関当局により決定されます。

2.外国契約者税の課税価格に使用する為替レートに関するガイダンス

2017年10月6日付けOfficial Letter 4587/TCT-CSが税務総局から発行されました。このガイダンスでは、外国契約者税の課税価格換算為替レートに関してイエンバイ省税務局およびフト省税務局へ回答した2017年7月3日付けOfficial Letter 2935/TCT-CSは、ODAプロジェクトを実施する外国契約者に関わるイエンバイ省税務局およびフト省税務局での2件の個別案件に対してのみ適用される内容であり、その他の案件に対して一般的に適用される内容では無いことを確認しています。

従って、外国契約者税の課税価格換算に使用する為替レートについては、地方税務当局のガイダンスを参照しつつ、取引に使用する為替レートに関する現行規定に準拠した為替レートを慎重に選択する必要があります。

3.会計担当者、チーフアカウント代行サービス提供者に関する情報の申告・更新に関するガイダンス

会計担当者、チーフアカウント代行サービス提供者に関する情報の申告・更新に関するガイダンスとなる2017年10月5日付けOfficial Letter 4564/TCT-KKが税務総局から発行されました。概要は以下の通りです。

会計担当者しかおらずチーフアカウントがない企業に対してチーフアカウントまたは会計担当者の代行サービスを行う者は、規定によれば、会計法第55条が規定するチーフアカウントの権利および責任を持つこととなります。しかしながら、2015年12月1日付け計画投資省Circular 20/2015/TT-BKHDTにより発行された「企業登録申請書」および「企業登録内容変更通知書」の様式には、チーフアカウントに関して記載する箇所しか無く、会計担当者またはチーフアカウント代行者に関して記載する箇所がありません。従って、税務当局へ伝えられる情報にはこれらの情報が含まれていません。

Official Letter 4564/TCT-KKでは、チーフアカウントおよび会計担当者に関する規定、そして、企業登録書類および企業登録情報変更書類とに整合性を持たせ、同時に、税務当局による租税管理に資するための十分な情報を提供するために、Circular 20/2015/TT-BKHDTにより発行された企業登録書類または企業登録情報変更書類の「チーフアカウント」記載箇所へ「会計担当者」または「チーフアカウント代行サービス提供者」を記載する旨のガイダンス発行を検討するよう計画投資省企業登録管理局へ提案しています。

4. 様式 06/GTGTの提出が遅れてしまった場合の付加価値税計算方法

付加価値税の計算方法を通知する様式 06/GTGT の提出が遅れてしまった場合の付加価値税計算方法の適用に関する2017年11月13日付けOfficial Letter 5232/TCT-CSが税務総局から発行されました。このガイダンスによれば、年末での管轄税務当局への当該通知提出が遅れてしまった場合であっても、翌年になって、商品販売またはサービス提供に際して顧客へ発行するVATインボイスを実際に使用しているのであれば、控除法による付加価値税計算を継続して適用することが認められます。



5. EPC契約に関連する問題について

EPC(設計・調達・建設)契約に関連する問題に関するガイダンスとして2017年10月26日付けOfficial Letter 2525/BXD-KTXDが建設省から発行されました。概要は以下の通りです。

下請け契約の工事量について:

- EPC受注者は、契約範囲に属する工事量の60%超を下請けへ出してはいけません。

契約補償および責任限定の概念について:

- 国家資本を使用する建設工事に対しては、契約違反の罰金は、違反對象となる契約分の金額の12%を超えません。
- 契約履行保証の額は、建設契約金額の2%から10%までの範囲内で決定します。リスクが高くそのリスク対応をする場合には、契約履行保証の額は、この範囲を超えることも認められますが、契約金額の30%を超えないものとして、かつ、投資決定の権限者から承認を得る必要があります。

6.企業合併に関わる税務について

企業合併に関わる税務についての2017年11月3日付けOfficial Letter 14881/BTC-CSTが財政省から発行されました。概要は以下の通りです。

付加価値税に関して

Circular 219/2013/TT-BTC第5条第7項bの規定に従い、存続会社側への資産移転に際しては、インボイス発行そして付加価値税申告は不要です。その代わりに、資産の源泉を示す書類と併せて資産移転指示書を作成しておきます。



存続会社側への資産移転に際しては、インボイス発行そして付加価値税申告は不要です



合併時点までの法人所得税確定申告を行い、かつ、納税義務を履行する必要があります。

法人所得税に関して

- 合併の際の資産再評価について

消滅会社側は、Circular 151/2014/TT-BTC第16条に基づいて、合併時点までの法人所得税確定申告を行い、かつ、納税義務を履行する必要があります。この確定申告におけるデータは、既存の帳簿価額に基づきます。確定申告のために資産再評価を行う必要はありません。

存続会社側は、資産再評価を行い記帳することができます。消滅会社の買収価額と資産再評価額との差額は、その他所得勘定の増減として一括して計上します。同時に、移転を受けた資産については、再評価額に基づいて減価償却または償却を行います。

- 借入金利息について

消滅会社買収のための借入金利息は、2015年前に発生した利息の場合、投資資本譲渡に際する資本持分の購入価額へ含めることができます。一方、2015年以降に発生した利息の場合、損金算入可能な費用として計上することができます。

税務、その他御社事業活動に関わる法令に関するアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

満重 弘 (Hiroshi Mitsushige)

Manager – Japanese Desk
D +84 24 3850 1689
E hiroshi.mitsushige@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 28 3910 9238
E hmy.tran@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

小澤 健 (Ken Ozawa)

Tax Manager
D +84 28 3910 9151
E ken.ozawa@vn.gt.com